

宇 農 振 第 96 号
令和 3 年(2021 年)6 月 3 日

宇部市監査委員 様

宇部市長 篠 崎 圭 二

定期監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

報告 年度	監査対象の 部（委員 会）・課等	指摘を受けた事項	指摘に対する改善措置等
令和 3 年度	北部・農林 振興部 農業振興課	<p>1 調定をしていないもの</p> <p>（1）就農前準備研修事業補助金返還金</p> <p>宇部市就農前準備研修事業補助金交付要綱に基づき、地域農業の担い手の確保・定着を図ることを目的として平成29年度に交付した補助金75万円について、令和元年8月に交付決定の一部を取り消し、相手方に対して37万5千円の返還を求めると同時に、市と当該相手方との書面による履行期限を延長する特約により、これを令和元年9月から令和2年9月までの13回に分割して履行期限を定めた。</p> <p>しかしながら、令和元年9月分（1回目）が同年11月29日に納付された後、令和元年10月分（2回目）が令和2年10月8日、令和元年11月分（3回目）が令和2年11月</p>	<p>令和3年3月25日に債務承認弁済契約について、再度、相手方に内容の説明を行い、債務承認弁済契約書を締結しました。</p> <p>また、同日付けで残額22万5千円（令和3年4月から令和3年10月まで毎月末日までに3万円ずつ、令和3年11月末日までに1万5千円）の調定について適正に処理しました。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し、適切な事務処理をいたします。</p>

		<p>18日の納付となるなど、担当職員らによる催告など履行に向けた取組は認められるものの、一方で、令和2年2月分(6回目)以降の計22万5千円について調定がなされず、納入通知書による通知等をしていなかったのは適切でない。</p> <p>当該返還金に係る調定等の適切な事務処理を図られたい。</p>	
--	--	--	--